



熊本県公報

号外第 3 2 号

平成 23 年 11 月 9 日(水)

(毎週 火・金発行)

目 次

公 告

○ 争議行為の予告…………… (労働雇用課) 1

公 告

熊本県公告第 5 7 3 号の 2

労働関係調整法(昭和 21 年法律第 25 号)第 37 条第 1 項の規定により熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成 23 年 10 月 26 日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和 21 年勅令第 478 号)第 10 条の 4 第 4 項の規定により公表する。

平成 23 年 11 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 争議行為の目的

- (1) 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉労働者の大幅増員。夜勤改善の制度化、「ILO 看護職員条約」及び「夜業条約」の批准と内容の職場での実現。医師確保法制定、看護職員確保法・基本指針の改正及び改正福祉人材確保基本指針の実効性確保
- (2) 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」及び「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一扫。下請け・派遣労働の導入・拡大反対
- (3) 医療・介護・社会保障の拡充。後期高齢者医療制度の即時廃止。社会保障の切り捨てと患者負担の増大反対。医療費削減のための医療保険制度の改悪反対。安全・安心の医療・福祉の実現
- (4) 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療提供体制の縮小・合理化反対。住民本位の保健・医療・介護・福祉のネットワークの確立。職員の雇用の確保
- (5) 200 万人以上看護体制を保障する「看護職員需給見通し」の抜本見直し。長時間夜勤・2 交替制勤務反対、「2 年課程通信制」の改善、支援措置の確立、制度の一本化
- (6) 国の責任による震災からの復興(原発依存から自然エネルギーへの転換)。憲法 9 条を中心とする憲法改悪阻止、国民投票法の具体化反対。自衛隊の海外派兵・有事法制の発動反対。核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護。消費税など国民大増税に反対

2 争議行為の日時

平成 23 年 11 月 11 日から目的を実現するまでの間の連日又は短時間

3 争議行為を行う場所

特定医療法人芳和会	くわみず病院(熊本市神水一丁目 14-41)
特定医療法人芳和会	本部事務所(熊本市神水一丁目 14-41)
特定医療法人芳和会	熊本県民医連事務所(熊本市神水一丁目 14-41)
特定医療法人芳和会	平和クリニック(熊本市本荘二丁目 15-18)
特定医療法人芳和会	くすのきクリニック(熊本市龍田五丁目 1-41)
特定医療法人芳和会	菊陽病院(菊池郡菊陽町原水字下中野 5587)
特定医療法人芳和会	水俣協立病院(水俣市桜井町二丁目 2-12)
特定医療法人芳和会	神経内科リハビリテーション協立クリニック(水俣市桜井町二丁目 2-28)
特定医療法人芳和会	八代中央クリニック(八代市永碓町 1361)
特定医療法人芳和会	天草ふれあいクリニック(天草市丸尾町 16-34)
特定医療法人ピネル会	ピネル記念病院(熊本市佐土原一丁目 8-33)
社会福祉法人くまもと福祉会	特別養護老人ホームたくまの里(熊本市御領一丁目 13-26)

4 争議行為の概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合員又は一部組合員によるストライキ、その他すべての争議行為